別紙３

新旧対照表

【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第１条　（略）	第１条　（略）
（開示決定の原則）	（開示決定の原則）
第２条　開示請求（法第７６条に規定する開示請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報（法第６０条に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）について、次条第１項各号及び第６条の決定をする場合並びに法第８５条の規定に基づく他の行政機関の長等に対する事案の移送をする場合以外の場合は、法第８２条第１項の規定に基づく当該保有個人情報の全部を開示する旨の決定（以下「全部開示決定」という。）をするものとする。	第２条　開示請求（法第７６条第２項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報（法第６０条第１項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）について、次条第１項各号及び第６条の決定をする場合並びに法第８５条の規定に基づく他の行政機関の長等に対する事案の移送をする場合以外の場合は、法第８２条第１項の規定に基づく当該保有個人情報の全部を開示する旨の決定（以下「全部開示決定」という。）をするものとする。
（不開示情報が記録されている場合の決定）	（不開示情報が記録されている場合の決定）
第３条　開示請求に係る保有個人情報に法第７８条第１項に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合において、次の各号に掲げる場合にあっては、当該保有個人情報について当該次の各号の決定をするものとする。	第３条　開示請求に係る保有個人情報に法第７８条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合において、次の各号に掲げる場合にあっては、当該保有個人情報について当該次の各号の決定をするものとする。
⑴～⑵　（略）	⑴～⑵　（略）
２　開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているかどうかを判断するにあたっては、別添１「法第７８条第１項に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。	２　開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているかどうかを判断するにあたっては、別添１「法第７８条に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。
３　（略）	３　（略）
第４条～第５条（略）	第４条～第５条（略）
（その他の不開示決定）	（その他の不開示決定）
第６条　（略）	第６条　（略）
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
⑸　個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２７条第１項第１号で定められた開示請求に係る手数料が納付されていない場合	⑸　個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２７条第１項で定められた開示請求に係る手数料が納付されていない場合
⑹　（略）	⑹　（略）
（訂正決定等）	（訂正決定等）
第７条　訂正請求（法第９０条に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）があったときは、法第９６条第１項の規定に基づく他の行政機関の長等に対する事案の移送をする場合以外の場合は、当該保有個人情報の訂正決定等をするものとする。	第７条　訂正請求（法第９０条第２項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）があったときは、法第９６条第１項の規定に基づく他の行政機関の長等に対する事案の移送をする場合以外の場合は、当該保有個人情報の訂正決定等をするものとする。
２　（略）	２　（略）

別紙３

新旧対照表

【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（利用停止決定等） 第８条　利用停止請求（法第９８条に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該保有個人情報の利用停止決定等をするものとする。 ２　（略） 附　則 この達は、令和８年１月１日から施行する。 別添１　法第７８条第１項に関する判断基準 １　法第７８条第１項本文に関する判断基準 （略） 一　（略） 二　不開示情報の取扱い ある情報が法第７８条第１項各号の複数の不開示情報に該当する場合があることから、ある保有個人情報を開示する場合は、法第７８条第１項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する ２　法第７８条第１項第１号及び第２号に関する判断基準	（利用停止決定等） 第８条　利用停止請求（法第９８条第２項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該保有個人情報の利用停止決定等をするものとする。 ２　（略） （追加） 別添１　法第７８条に関する判断基準 １　法第７８条本文に関する判断基準 （略） 一　（略） 二　不開示情報の取扱い ある情報が法第７８条各号の複数の不開示情報に該当する場合があることから、ある保有個人情報を開示する場合は、法第７８条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。 ２　法第７８条第１号及び第２号に関する判断基準

別紙３

新旧対照表

【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
一　（略） 二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ～ロ　（略） ハ　当該該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第２条第４項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	一　（略） 二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ～ロ　（略） ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
一　（略） 二　開示請求者以外の個人に関する情報 開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報とする。 なお、「個人に関する情報」は、法第２条第１項に規定する「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。 ⑴～⑶　（略） 三　（略） ⑴　（略）	一　（略） 二　開示請求者以外の個人に関する情報 開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報とする。 なお、「個人に関する情報」は、法第２条第２項に規定する「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。 ⑴～⑶　（略） 三　（略） ⑴　（略）

別紙３

新旧対照表

【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
⑵　「慣行として開示請求者が知ることができる情報」 慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。 当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り、本規定に該当しない。また、行政機関が保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第５条第１号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。	⑵　「慣行として開示請求者が知ることができる情報」 慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。 当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り、本規定に該当しない。
⑶　（略）	⑶　（略）
四～五　（略）	四～五　（略）
３　法第７８条第１項第３号に関する判断基準	３　法第７８条第３号に関する判断基準
三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ～ロ（略）	三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く イ～ロ（略）
一（略） ⑴（略） イ（略） ロ　「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等が含まれる。	一（略） ⑴（略） イ（略） ロ　「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等が含まれる。

新旧対照表
【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報となる場合は、本規定に該当する場合があることに留意する。 法人については、名称、所在地及び役員等は登記により公開されており、法第７８条第１項第３号イ又は同号ロの規定に該当する場合を除き、当該情報は開示する。 法人ではない事業を営む個人の当該事業に関する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、同規定に該当する場合を除き、開示することとなるが、同規定に該当するかどうかの判断に当たっては、登記が行われていない事情を考慮する。 なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。	複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報となる場合は、本規定に該当する場合があることに留意する。 法人については、名称、所在地及び役員等は登記により公開されており、法第７８条第３号イ又は同号ロの規定に該当する場合を除き、当該情報は開示する。 法人ではない事業を営む個人の当該事業に関する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、同規定に該当する場合を除き、開示することとなるが、同規定に該当するかどうかの判断に当たっては、登記が行われていない事情を考慮する。 なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。
二～三（略）	二～三（略）
四（略） ⑴　「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」 行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関等の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとして当該条件を受諾した上で提供を受けた情報は、本規定に該当する。 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。 「開示しない」とは、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提	四（略） ⑴　「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」 行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関等の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとして当該条件を受諾した上で提供を受けた情報は、本規定に該当する。 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。 「開示しない」とは、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提

新旧対照表
【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
供を受ける場合も含まれる。 「条件」については、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合及び法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合が含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立する。「開示しないとの条件」は口頭による確認で足りる。 また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除しない。情報提供時に「開示しないとの条件」が明確に確認されていない場合であっても、当時の状況から判断して情報提供者側も「開示しない」ことを前提としている場合には、「開示しないとの条件」が成立する。	供を受ける場合も含まれる。 「条件」については、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合及び法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合が含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立する。「開示しないとの条件」は口頭による確認で足りる。 また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除しない。情報提供時に「開示しないとの条件」が明確に確認されていない場合であっても、当時の状況から判断して情報提供者側も「開示しない」ことを前提としている場合には、「開示しないとの条件」が成立する。
⑵（略）	⑵（略）
４　法第７８条第１項第４号に関する判断基準　（略）	４　法第７８条第４号に関する判断基準　（略）
５　法第７８条第１項第５号に関する判断基準 （略）	５　法第７８条第５号に関する判断基準 （略）
一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活動をいう。 「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、拘	一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活動をいう。 「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、懲

別紙３

新旧対照表

【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行並びに恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、当該保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。	役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行並びに恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、当該保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。
二（略）	二（略）
三　「おそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示又は不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的及び技術的判断を要すること等の特殊性があることに留意する。	三　「おそれがあると行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示又は不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的及び技術的判断を要すること等の特殊性があることに留意する。
６　法第７８条第１項第６号に関する判断基準 （略）	６　法第７８条第６号に関する判断基準 （略）
一～二（略）	一～二（略）
三　「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。 例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め又は売り惜しみ等が起こるおそれがある場合は、当該情報については不開示とする。審議会等の場に	三　「不当に国民の問に混乱を生じさせるおそれ」 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。 例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め又は売り惜しみ等が起こるおそれがある場合は、当該情報については不開示とする。審議会等の場に

新旧対照表
【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
おいて、様々な政策決定について検討している段階で、結果的には当該政策決定に反映されなかった情報について、そのまま開示すると、検討の状況を国民に知らせる意義と比較して、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものについては、不開示とする。	おいて、様々な政策決定について検討している段階で、結果的には当該政策決定に反映されなかった情報について、そのまま開示すると、検討の状況を国民に知らせる意義と比較して、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものについては、不開示とする。
四～五（略）	四～五（略）
六　意思決定後の取扱い等 審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合又は当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議等の過程が重層的又は連続的な場合には、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第７８条第１項第６号に該当するかどうかを判断する。また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等は、当該情報については、不開示とする。	六　意思決定後の取扱い等 審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合又は当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議等の過程が重層的又は連続的な場合には、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第７８条第６号に該当するかどうかを判断する。また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等は、当該情報については、不開示とする。
７　法第７８条第１項第７号に関する判断基準 （略）	７　法第７８条第７号に関する判断基準 （略）
一　「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」 ⑴　「次に掲げるおそれ」 「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げた事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及	一　「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」 ⑴　「次に掲げるおそれ」 「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げた事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及

新旧対照表
【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する場合がある。 記者発表等、一定期間後に一斉に公表される予定となっている文書又は行政機関の審査を経た後、公表される予定となっている文書であって、公表日前に開示することにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とする。	ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する場合がある。 記者発表等、一定期間後に一斉に公表される予定となっている文書又は行政機関の審査を経た後、公表される予定となっている文書であって、公表日前に開示することにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とする。
⑵（略）	⑵（略）
二～四（略）	二～四（略）
五　「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（ヘ） 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定、人事異動又は昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、当該情報については、不開示とする。	五　「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（ヘ） 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、人事評価、人事異動又は昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、当該情報については、不開示とする。
六（略）	六（略）
別添２　法第７９条に関する判断基準	別添２　法第７９条に関する判断基準
（部分開示） 第７９条（略） ２　開示請求に係る保有個人情報に前条第１項第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	（部分開示） 第７９条（略） ２　開示請求に係る保有個人情報に前条第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
一（略）	一（略）

別紙３

新旧対照表

【函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
二　個人識別性の除去による部分開示（第２項） ⑴　「開示請求に係る保有個人情報に前条第１項第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」 （略） ⑵（略） ⑶　「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」 個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第７８条第１項第２号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱う。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分を開示する。 また、法第７９条第１項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。 別添３　法第８０条に関する判断基準 （略） 法第７８条第１項の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、高度の行政的な判断により、開示することができる。 別添４～別添５（略）	二　個人識別性の除去による部分開示（第２項） ⑴　「開示請求に係る保有個人情報に前条第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」 （略） ⑵（略） ⑶　「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」 個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第７８条第２号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱う。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分を開示する。 また、法第７９条第１項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。 別添３　法第８０条に関する判断基準 （略） 法第７８条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、高度の行政的な判断により、開示することができる。 別添４～別添５（略）